

持統天皇

【之】

04

皆赦之

皆赦せ

06

納言布勢朝臣御主人誅之

納言布勢朝臣御主人、誅る

07

是日丹比真人麻呂誅之

是の日、丹比真人麻呂誅る

12

輕繁皆赦除之

輕繁(かるきとらえびと)は皆赦(ゆる)し除
(や)めよ

17

以還之

還(かへしつかは)す

廣慈汝等之德不可絶之

廣く汝等を慈みしたまひし德、絶ゆべからず

28

朕將巡行紀伊之

朕、紀伊を巡行さむとす

33

若子為父母見賣者

若し子、父母の為に賣られなば

37

冬十月戊戌朔日有蝕之

冬十月戊戌朔、日蝕(は)えたること有り

50

日有蝕之

日蝕(は)えたること有り

51

令盜之

盜ましめたり

然置始多久有勤勞於壬申年役之

然れども置始多久、壬申の年役に勤勞(いそ)
しきこと有り

故赦之

故に赦したまふ

53

日有蝕之

日蝕(は)えたること有り

57

日有蝕之

日蝕(は)えたること有り

58

必取毎年正月上玄讀之

必ず毎年正月の上玄に取りて讀め

其布施以當国官物充之

其の布施は當国の官物を以て充てよ

60

日有蝕之

日蝕(は)えたること有り

68

日有蝕之

日蝕(は)えたること有り

【者】

08

若既役身者

若し既に身を役(つか)へらば